

第5回 埼玉圏央道オオタカ等保護対策会議

議事録

日時；平成23年1月26日（水） 15：30 ～17：10

場所：九段第3合同庁舎 11F 会議室

出席者	座長	葉山 嘉一	日本大学生物資源科学部 准教授
	委員	池谷 奉文	財団法人日本生態系協会 会長
		鈴木 伸	鳩山野鳥の会 代表
		勅使河原 彰	狭山丘陵の自然と文化財を考える連絡会議 前代表委員
	柳澤 紀夫	財団法人日本鳥類保護連盟 理事	
事業者	本間 淳史	東日本高速道路株式会社 さいたま工事事務所長	
	佐藤 佳朗	国土交通省関東地方整備局 大宮国道事務所長	
事務局		大宮国道事務所	

第5回 埼玉圏央道オオタカ等保護対策会議

項目	主な意見と回答
開会	<p>・皆様、お集まりいただきましたので、これから第5回埼玉圏央道オオタカ等保護対策会議を開催させていただきたいと思います。 (事務局 吉沢)</p> <p>【会議資料】 資料－1、「平成22年オオタカモニタリング調査結果」 資料－2、「調査地F・Lについて」 資料－3、「調査地A緑の再生エリア」 資料－4、「坂戸高架橋下のビオトープ整備状況について」</p>

項目	主な意見と回答
<p>主催者あいさつ</p>	<p>・大宮国道事務所の佐藤でございます。■■■■以下、各委員の皆さんには、本当に忙しい中この会議に出席いただきまして、ありがとうございます。前回、3月に開いておりますので、かなり時間がたっておりますので、圏央道の状況を少し説明したいと思います。</p> <p>埼玉圏央道につきましては、昨年3月28日に川島ICから桶川北本IC間5.7kmを供用しまして、全体として埼玉圏央道として33.2kmを供用させていただいております。全体が58kmですので、■■■■の供用率になっております。その他の区間につきましては、桶川北本ICから桶川IC、これは仮称でございますけれども。それから、これまでは菖蒲白岡ICと言っておりましたけれども、正式名称が白岡菖蒲ICに決まりまして、白岡菖蒲IC間につきましては現在、私の方で事業を行っております、全体としまして用地の進捗率は■■■■でございます。特に、おくれておりました桶川IC部分につきましても約■■割の用地の進捗率になっている状況でございます。</p> <p>それ以东につきましては、白岡菖蒲ICから久喜JCT、東北道に至るところでございますけれども、この区間については今年度末に供用予定ということになっております。ということで、全体としては今の供用率は■■■■ということでございます。</p> <p>それから、もう1点、桶川北本ICから白岡菖蒲IC間につきましては10.8kmでございますけれども、この部分につきましては、これまで目標宣言プロジェクトということで、平成17年度に平成24年度に供用ということを目指しておりましたけれども、全体の用地の進捗状況それから工期の問題もございまして、昨年11月30日にその目標宣言を変更しまして、平成26年度以降という形での供用目標にしております。「以降」がついておりますけれども、これは不確実要素を含めましてのことですので、実際我々としては26年度を目指して進めていきたいと考えております。</p> <p>ということで、私どもにつきましては、このオオタカ等の保護対策を適切にやりながら事業を適切に進めていきたいと考えております。どうぞ、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>今日の議論につきましては、ここにございますように、4点ございます。</p> <p>1つは昨年、平成22年のモニタリング調査結果につきまして、</p>

第5回 埼玉圏央道オオタカ等保護対策会議

項目	主な意見と回答
主催者あいさつ	<p>それから調査地F・Lにつきまして、3番目としまして再生エリアの件、4つ目として坂戸高架橋下のビオトープの整備状況につきまして御指導、御助言をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>(大宮国道事務所長 佐藤)</p>

項目	主な意見と回答
<p>(1)平成22年 オオタカ等営巣状況 報告・モニタリング 調査結果</p>	<p>[平成22年調査結果について報告] (事務局 吉沢)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先ほどのD、Eで幼鳥が1羽ないし2羽というお話ですが、同時に2羽の姿を確認できていないということですか。 (████) ・調査を担当しております埼玉県生態系保護協会の湯川と申します。よろしく願いいたします。 同時に2羽の確認ですけれども、先ほどの説明とは違うのですが、実は1-4ページにD・E地区の赤い字で書いたところの一番下の部分、「8. 2～6・営巣林周辺で巣立ち幼鳥1～2羽確認」とありますけれども、これは2日から6日の間に調査を毎日する中で1羽確認できた日もあれば2羽確認できたときもあるということで、巣立ち幼鳥の確認としては2羽確認しております。 (埼玉県生態系保護協会 湯川) ・そうすると、一番下の行のところは1羽ではなく2羽とした方がよろしいですね。(████) ・失礼しました。そこは訂正させていただきまして、ここの表記を「営巣状況は、2羽の巣立ち幼鳥を確認」という修正をさせていただくとともに、先ほどの一覧表、1ページ目になりますけれども、これのD「巣立ち幼鳥1羽」もあわせまして「2羽」という修正をさせていただきます。大変失礼しました。(事務局 吉沢) ・ありがとうございます。 いかがでしょうか、御質問ございますか。——よろしいですか。 (████)

項目	主な意見と回答
(2)調査地F・Lについて	<p>・それでは、最初に繁殖にかかわるペアが同じか、それぞれ独立のものかという、FとLの関係について、それぞれ独立したものであろうという推察をされていますけれども、これについて、それぞれ御意見をお聞かせ願いたいと思います。あと、何か御質問がありましたら、どうぞお願いします。いかがでしょうか。</p> <p>■、いかがでしょうか。(■)</p> <p>これだけでは十分にわかったとは言えないのです。また、両方いたということになっていないので、この春の状況を見せていただいからということかもしれません。(■)</p> <p>・■は、いかがですか。(■)</p> <p>・FとLにそれぞれ別個のものがあるということまで言ってしまっているのかどうか、ちょっと私もあれですが、少なくともFの方は、右側の方ですね、資料2-2の右側の方はFの方を見ているのですね。2つが別個とした根拠は5月12日の11時9秒からという、両方を並べてみると、これが一応確認した根拠のもとなのでしょうか。(■)</p> <p>・今、お話がありましたように、L地区のビデオ撮影は11時9秒から11時6分50秒まで、この間は巣の中で羽をばたばたさせていて、巣の中での抱卵活動の一環ではないかと推測しています。それと同時期、ちょっと時間差はありますけれども、11時14分の段階で、F地区ではまた別の成鳥、雌が飛来しているのが観測できました。その間、FとLを往来する鳥の飛翔活動というのは観測できなかったという2つのことから、今のような推察をさせていただいているところです。(事務局 吉沢)</p> <p>・そうしますと、Lの方はこれでよしとして、5月12日は繁殖段階のどのあたりにあったと思われますでしょうか。まだ抱卵段階でしょうか、育雛段階なのでしょうか、どう推察したのでしょうか。(■)</p>

項目	主な意見と回答
(2)調査地F・Lについて	<p>・5月12日の段階では、まだ抱卵の段階だったと推測しております。(埼玉県生態系保護協会 湯川)</p> <p>・Lのところの一番最初に営巣段階を確認したのは、左のあれから見ると、3月29日に「白い羽毛の付着を確認」と書いてありますね。この白い羽毛の付着というのはどのように理解したらよろしいのでしょうか。これは、抱卵のときに親鳥から抜けたものが付着したと経験上、私は理解したいのですが、調査をなさった方はどのように理解しますか。()</p> <p>・この段階では、巣への出入りがあったと思われます。まだ、この段階では抱卵には至っていないのではないかと考えております。(埼玉県生態系保護協会 湯川)</p> <p>・雌の出入りがあったということですか。()</p> <p>・そうです。(埼玉県生態系保護協会 湯川)</p> <p>・そうすると、次の4月13日の白い羽毛はどれくらいの数があったのでしょうか。それから4月19日にも羽毛の付着を確認しておりますけれども。()</p> <p>・4月13日の段階で、右側のビデオの結果を見ていただきたいのですが、「ビデオ確認調査結果概要(L地区)」ということで、そこに4月13日のビデオの確認結果がありますけれども、この段階では、2羽で、巣の中ではなくて、巣の外側で鳴いていたり、あるいは交尾が見られるというか、ビデオに交尾の鳴き声が記録されていたり、そういう段階であったと思われます。抱卵前の段階でした。(埼玉県生態系保護協会 湯川)</p> <p>・Fの方のビデオで、別個のペアがいるだろうということを決めるには、根拠がちょっと薄いかなという印象を受けるのですが、Fの林よりもっと東の方向に行って営巣している可能性はありませんか。()</p>

項目	主な意見と回答
(2)調査地F・Lについて	<p>・Fの既存の営巣地からさらに東の方にも行動圏は広がってきております。図で見ますと、2-8ページに「平成22年1月～8月の全調査結果」ということで飛翔図を入れておりますけれども、F地区というのは水色の丸です。えんじ色の丸が既に確認されている営巣地、古巣になるわけですが、それより東の方でも飛翔は確認されております。ただ、このあたりの森は当然踏査をかけておりますけれども、繁殖徴候は確認されておられません。</p> <p>(埼玉県生態系保護協会 湯川)</p> <p>・わかりました。別個のつがいがいる可能性は大きいと思いますけれども、別個の巣を確認するところまで調査をしていただければはっきりするかなと思います。()</p> <p>・()、いかがですか。()</p> <p>・()がおっしゃるように今の資料では別ペアというのはなかなか決めにくい。ただ、保護対策を今後検討していくということから言えば、別ペアという形で対策を立てた方がいいのではないかと思います。そういう考え方で別ペアの可能性があるという前提でやっていくことにしたらどうかと思います。()</p> <p>・この飛翔軌跡を見せてもらいますと、多分両方いるような感じがしますね。ただ、確証がないというところで、もうちょっと調査をしてもらうことも必要かなと思いますし、両方いる可能性が高いわけですから保護対策もやはりきちんとすることが必要だと思えますね。</p> <p>()</p> <p>・ありがとうございます。</p> <p>私も、決定はできないけれども、2つのペアを前提に事を進めたらいいのではないかと思います。</p> <p>それでは、あえてここで決めつけないで、今後また継続して見守っていくこととなりますので、その結果を踏まえて最終的に判断をするということで、今回は保護対策の方に重点を移すというか、そう進めていきたいと思えます。よろしくをお願いします。</p>

項目	主な意見と回答
(2)調査地F・Lについて	<p>それでは、後段の資料の後ろの方、2-12ページからの御提案について、きょうは結論を出すわけではなくて、基本的な方向、13ページに幾つかお示しいただきましたけれども、この辺に対してお考えをそれぞれ伺いたいと思います。()</p> <p>・一応、保護対策上は別ペアという前提で議論するというのでいきますと、一番大事なことは営巣中心域を特定していないのです。今までもここではきちんと営巣中心域を特定して、それに基づいて保護対策を立てていくということですので、やはりここもきちんとした営巣中心域を決めた上で保護対策を立てないと、この委員会でやってきた前提が崩れてしまいますので、ぜひ営巣中心域をまず特定する、その上で保護対策の議論を進めるということにしてくださいということです。()</p> <p>・営巣中心域を特定する際には、きちんと繁殖をした2カ年という条件がつかますけれども、今回は今年の繁殖が失敗しているの、一昨年のデータと今年の失敗するまでのデータでどのくらい読むことができるかになりますが、こういう事例は、私もほかのところで経験していますけれども、()、いかがでしょうか、考え方としてどう進めるべきでしょうか。()</p> <p>・この2年ということにこだわらずに、今まである記録をみんな、何年分でもいいですから、重ねてみて読めるようになるかどうか、見ていくことだと思います。()</p> <p>・事務局の方で実際に昨年まで調査を積み上げているわけですが、その辺の読み込みができるような精度を持った情報がどのくらいあるか伺いたいと思いますが。()</p> <p>・調査を担当いたしました埼玉県生態系保護協会です。FとLの関係について、先ほど来お話がございましたけれども、Lについては一昨年になりますけれども、平成20年の4月段階で営巣が初めて発見されました。それ以前は、この林については繁殖の記録がなかったということがございますので、平成20年の4月以降、具体的には2-10ページにこれまでの営巣中心域にかかわる情報をま</p>

項目	主な意見と回答
(2)調査地F・Lについて	<p>とめた記述がございますけれども、21年に初めて4月に確認されたということで、先ほど [] からお話が出ましたけれども、そういった意味では21年と22年のデータ、それと座長からお話がありました、繁殖の成功を含むという意味では、去年は失敗しましたけれども、一昨年、平成21年度については、巣立ち幼鳥の記録等もございますけれども、成功時のデータが得られているという状況でございます。(埼玉県生態系保護協会 須永)</p> <p>・そういう事情ですので、なかなか難しい判断になるかと思いますが、工事の進捗の問題もある程度意識しながら議論していかなくてはいけない立場になりますので。([])</p> <p>・調査が足りないから来年やってから線引きしろと言うつもりはないですけれども、今の時点でもある程度営巣中心域は特定をしておかないと保護対策の議論はできないということになりますので、そういう点では仮でもいいですから、今のある時点で、原則論から言えば、では足りないのだったら調査をし、来年もう1回やればデータが出るだろうということになりますけれども、そうすると今までのいろいろな事情がありますので、そこまで私は言うつもりはないというか、本来言いたいのですけれども、ただ、今の時点でもある程度営巣中心域は仮でもできると思うのです。その上で議論をしないと次の議論に進まないのではないかということです。([])</p> <p>・ [] から御意見がありました。ほかの委員の皆さん、考え方としていかがですか。やや不備な点はあるけれども、今までの情報で営巣中心域をある程度特定して、それを前提にして保護対策の議論を進めるという段取りですが、御異議はありますか。——それでは、そのようにいたしますので、細かい話は次回ということで、次回の3月中に予定されているところまでで、営巣中心域の絵柄を提出していただいて、それを踏まえた上で議論できるようにしたいと思います。よろしくをお願いします。</p> <p>それはそうなのですが、基本的に営巣中心域が、乱暴な言い方をしますと、この森全体が営巣中心域の可能性が高いですね。それを踏まえて、考え方として13ページに挙げてあるものについて</p>

項目	主な意見と回答
(2)調査地F・Lについて	<p>て、もう少しこういう視点で検討を加えた方がいいという御意見がございましたら、その点を挙げていただければと思います。これが公開される情報になるわけですから、ほかの地域との齟齬があつてはいけない、整合性を持って議論をしていかななくてはいけないということがありますので、営巣中心域を決めて話をする、議論をするということはありませんが。()</p> <p>・私は12月に説明を受けたのですけれども、2-13ページの⑤に「代償措置」で営巣地移転のための代替巣設置ということがあつて、たしかそのときの資料には、オオタカの人工代替巣設置に関する手引きに基づいてどうのこうのとあつたのですが、今回それは抜けているのですけれども。できたら、手引きを見てコピーをとろうかなと思つているのですが、カラーなので、余分にあればぜひいただけたらと、今後それを使うかどうかは別にしても議論の参考にはしたいなということです。()</p> <p>・その資料を次回、お出しいただけますか。()</p> <p>・済みません。少し補足の説明が足りませんでした。今、お話がありましたように、本日、一般的な話という前提でお話をさせていただきましたが、我々としても指をくわえて、ただ時間を過ごすわけにはいかなかったこともありまして、あと少し説明は省いてしまいましたけれども、こういったオオタカの、今お話がありましたような新たな活動があるということに対して、事業者といたしますと、まずもった責務は、オオタカも含めた環境行政をつかさどる埼玉県の部局にその辺の事実報告をさせていただき、新しくという形のタカの活動について、どのような措置をとるべきかという、環境行政を司っている県に対しての調整をまずもってさせていただきました。その中で、どちらかという、なかなか前向きな御意見はいただけなくて、事業者任せというような部分が見受けられることが多かったものですから、その中でいきなり()に事業者案みたいな部分のものも、それをやるべきか、あるいはやっつてはいけないのかも含めて、全く議論に挙がっていないというのが実態ではありまして、ですので、あえてこの13ページの資料にも②として、「周辺環境の保全」の取り組みの中での埼玉県もしくは地元自治体との</p>

項目	主な意見と回答
(2)調査地F・Lについて	<p>連携という言葉を入れさせていただいてございまして、こちら辺の事前調整を早急に動かさせていただき、その1つの回答とは言えないのかもしれませんが、方向性が出ればその具体的な案も提示していく必要があるかなと思っていますので、今回の資料はそういう形で周辺の調整の中のこともございまして、お出しすることはしませんでした。そういった資料があることは、これは明確なものですので、議論のたたきになるものであれば、事前も含めてお知らせしたいと思います。(事務局 吉沢)</p> <p>・よろしく申し上げます。 いかがでしょうか、この方向性の御提案ですが。()</p> <p>・気になったのは⑤の「代償措置」なのですが、基本的には埼玉県のおオオタカ保護指針に基づいて、代替巣の設置ということを検討するのであれば、その指針も検討しながらやってほしい。さっき言った平成20年の1月に出了たオオタカの人工代替巣設置に関する手引きと埼玉県の指針とはかなり内容が違ふと思いますので、そういう点では埼玉県の保護指針というのにきちんと準拠してやってほしいということだけはお願ひしておきたいと思ひます。()</p> <p>・、いかがでしょうか。()</p> <p>・今、Lのところ、この林が営巣中心域であるかないかということにかかわらず、この距離であれば何でもやっていくべき場所になるということだと思ひます。先ほど構造物から20mとか30mというお話ですから、それはもう必ず影響を持つということが前提で議論をしていけばいいわけで、そうすると相当大きな比率でどこか巣を用意して、こっちへ行ってほしいというお願ひをする話に、今のところそのほかにいい手は余りないように思ひますが、この地域で巣をつくってもらえそうな林が、この一固まり以外に、どのぐらいのところ、どのぐらいの林があるのかというようなことも次のときに用意をしていただひということではないだらうかと思ひます。()</p>

項目	主な意見と回答
(2)調査地F・Lについて	<p>・その際、どのぐらいの範囲でしょうか。()</p> <p>・経験から言うと、350mとか400mの話なのですが、そうしたらいつまでも路線から影響を持たない場所に行き当たらないという、ここは1本のラインではなくて2本のラインが引かかっています。そうすると恐縮ですが、今LとFに2つありますが、それ以外のところに、北側とか南側にオオタカが棲んでいるだろうかとこのことを調べてほしいのです。今FとLが1.6kmぐらいでしょうか、離れているのは。そこは、上空へ上がって顔を突き合わせたときにけんかせざるを得ない距離かもしれないので、それで片方しかうまくいっていないということも考えられるので、それを350mの範囲で移動なんていうことはとても考えられないわけです。北側にいない、あるいは南側にいないとなれば、現在の営巣地をそっちへずらせる可能性が出てきますね。これは、FとLの関係で、東西には今絶対にずらせる場所はないと思いますから、それをもっとずらせる場所を探す意味でそちらにいる、いないは見てほしいと思うのです。それで500m動かそうか、700mまでの範囲で林を探してみようかということになっていけるのではないだろうか、というふうに思っています。</p> <p>()</p> <p>・そうすると、図面としては2-11あたりの広がりの中で固まりの緑を落としていただくということですね。()</p> <p>・はい。()</p> <p>・これを見ますと南側は希望がなさそうですね。市街地ですね。できますか、3月ごろまでに。()</p> <p>・今お話いただいた林分あるいは林の木のまとまりという視点では航空写真あるいは()になりますけれども、()の緑の都市計画や農業地域の図面がベースにありますので、抽出という形の部分は可能と思います。ただ、我々が非常に悩ましく思っているのは、正しい言い方かどうか分かりませんが、国有林もしくは()の計画の中</p>

項目	主な意見と回答
(2)調査地F・Lについて	<p>で、その森が恒久的に市の緑地指定という形の規制がかけられていて、ある程度の期間は樹木を伐採することもなく残るといような根底がなければ、いきなり我々が勝手に個人の方の持ち物の屋敷林を特定したとしても、場合によっては消失してしまう可能性があります。ですから、その辺の距離やまとまりはすぐさま地形図や航空写真から現地調査もしてできると思うのですが、そこを勝手に候補地としていいかという部分の判断を地元の行政等も含めてさせていただくことが必要だと思っていますので、その辺に少し時間を要するかもしれませんので、確定できますという話はなかなかこの場ではできないかもしれませんが、最大限努力はしてみたいと思います。(事務局 吉沢)</p> <p>・当然そうだと思います。担保性を踏まえて考えなければいけないと思います。</p> <p>では、その辺の資料を次回御用意いただくことにいたします。</p> <p>ほかに御意見はございませんか。()</p> <p>・ に工事をしたいということがある中で、これはちょっと悩ましい。きっと所長さんもえらい苦勞をなさってるのだと思うのですが、当然、これは本来であれば回避、低減、代償という順番で行くわけですから、回避は当然難しい。低減と代償の相当思い切った案を出してもらう必要があると思います。小手先のなものでは理屈がつかないことになってきますから、本来ヨーロッパ、アメリカでやっているくらいの代償を考えてやればできなくはないだろうという感じはしますが、日本ではまだまだその辺のことはやられていないではないですか。欧米のやっていることも視野に入れて案を出してもらいたいかなと思いますね。()</p> <p>・わかりました。()</p> <p>・埼玉県の知事は道路の開通が遅れることを遺憾に思っているという新聞記事も出ましたけれども、積極的に県がそれだけ急ぐのであれば、代償措置の部分の土地の担保等は、公言したのですから、県はその用意をする腹はないのか、と委員が言っていましたと言ってください。()</p>

項目	主な意見と回答
(2)調査地F・Lについて	<p>・先ほど [] が御指摘されました代償措置に関しては、大分各地で技術が蓄積されてきていますので、埼玉県の保護指針をつくった当時と背景が違ってきていますので、それも踏まえて議論をしたいと思います。</p> <p>ほかにいかがですか。よろしいですか。では、次回に宿題が幾つかありますけれども。それを御用意いただいて、保護対策の方向を議論したいと思います。([])</p>

項目	主な意見と回答
<p>(3) 調査地A 緑の再生エリア</p>	<p>・地権者の方の御意向でなかなか土地取得が進まない、ただし、土地利用が別の利用に変わる可能性は非常に低いという状況の御説明でした。この件について、まずここを残して整備を進めていくというお話ですけれども、御意見はいかがでしょうか。 ()</p> <p>・買えないというのは、相手がありますからしょうがないと言えましょうがないのですけれども、そういうところはそれとして、ほかに買い足せばいいのではないですか、周りを。このところがないから、そこでだめと、そこで終わってしまったのは代償にならないですよ。周辺の森とか。()</p> <p>・根本的な問題にかかわるお話ですが。()</p> <p>・緑の再生の場所の考え方につきましては、そもそも圏央道ができる前にあった林分と言いますか、緑地化したものの同程度の規模の代償という形が1つの条件と、もう1つは圏央道を往来する飛翔活動があったものですから、そこが担保されるような部分での緑地の地域のエリアの設定という形から可能な、当時としてもできるだけ、筆と言いますか、個人の持たれている土地を道路の事業計画を立てるようにはさっと切るわけではなくて、できるだけ今ある土地利用の中で、1人の地権者の方のものを取り込んでいくという思想で設置をさせていただきました。そのうちの2つ目の視点で、できるだけ圏央道から近く、圏央道で分断されました、地域的にいきますと、やや北と南に渡る部分の往来を担保するという意味からいきますと、今回買えていないところは、まさにそのかなめみたいのところになってしまっていて、ここをあきらめて外側にどんどん広げていくというような選択をとると、そもそもの目的から逸脱してしまうのではないかとということもありまして、今は粘り強く圏央道の地域に近接されるこの土地と、それから圏央道の道路軸上に、少し横長になっている林分を連続させるという視点からも、なかなかすぐさまというのは難しいというお話を何度もさせていただいているのですけれども、恒久的、永久的にだめだというお話ではないという感触を持っております。それは、先ほど申しましたよ</p>

項目	主な意見と回答
<p>(3) 調査地A 緑の再生エリア</p>	<p>うに、いろいろな要素がありまして、線下補償というのが、高压線の下は電力会社さんが持ち主の方にいろいろな利用制限をかけたというところから金銭の補償を毎年しているということがございまして、我々としますと、それを上回る用地の単価というのは基準上できない、買収価格という意味でそれができないという問題があったりしまして、そこら辺の折り合いを今後もう少し時間をかけていくことによって何とか買収に賛同していただく形をとりたいと思っておりますので、まだ今すぐさま新しい、違うところに広げていこうという視点ということではなく、引き続き何とか土地の提供をいただくような努力をしていきたいという状況であります。</p> <p>(事務局 吉沢)</p> <p>・両方やったらいいのではないですか。継続して交渉するということと、だめになる可能性はあるわけだから、代償的な周辺を担保しようじゃないかということも同時に検討していただいて、結果としてだめでしたということになると、何なのだよという話になってしまうので、いよいよだめならば、ある期限があるわけですから、その期限のためならば、やはりその周辺をもっと買い足していくということも検討した方がいいと思いますよ。()</p> <p>・なかなか難しい点がありそうな気がいたしますが、持ち帰っていただいて御検討願いたいと思います。</p> <p>それと、突飛な話になりますが、3年前ぐらいに都市緑地保全法が都市緑地法に改定されて、都市公園法の上に位置づけられて、都市公園法がさらに充実したという流れの中で借地公園という考え方が提案されて、土地を借りて公園化する。実際に動いていまして、神奈川県では県立公園の1カ所が今それで整備が進められています。そういうことを考えると、買えないのであれば借りて一体的に整備を進める方法はとれないでしょうかと思いました。ちょっと御検討ください。</p> <p>ほかに御意見はございますか。——よろしいでしょうか。時間も押していますので。</p> <p>では、引き続き御努力願いたいということで、これは一区切りしたいと思います。()</p>

項目	主な意見と回答
<p>(4) 坂戸高架橋下のビオトープ整備状況について</p>	<p>・補足いたしますと、この写真でごらんいただく高架橋の真下の部分と両側に、これは管理道路ですかね、通ってまして、その外側は田んぼという構造ですが、田んぼの土壌と高架橋下の土壌は全く違います。掘ってみて、水はわいてきたのですけれども、その下まで違うのです。ですから、首都高の大宮の下でビオトープをつくっていますけれども、そこでも経験したとおり、工事をした場所については相当条件が悪い。これはいろいろ工事の段取りなども含めてありますので、そういうことですので、実験はいたしますけれども、少し心配な結果の可能性があるということをご踏まえていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。言いわけをしておきます。</p> <p>この御説明について、何か御質問、御意見ございますか。うまくいけば少し広げていけるかな。ただ、外来種を中心にして乾燥に耐えられる種は自然に入り込んでいますので、緑で覆われることは確かだと思いますが、ミゾコウジュ、オグルマにとっては過酷です。</p> <p>よろしいでしょうか。引き続き頑張ります。</p> <p>それでは、議事で用意されています4点について、一応御説明いただいて意見を交わしましたので、これで終了といたしますが、次回の日程調整などがございますので、よろしくお願ひします。</p> <p>()</p> <p>・今座長からお話もありました次回の日程調整をさせていただきますが、その前に1点だけ、ちょっと時間が押してしまいましたが、御報告です。</p> <p>調査地A、先ほどの緑の再生地の部分のことですが、昨年のサシバと同様、繁殖はありました。しかし、巣立ちはできませんでしたという結果でして、来年の観測はどうでしょうかというお話です。事務局的にはある程度成果は得られたという方向での形で、昨年同様この会議の全体でもあります2カ年の継続調査をして成果がありましたらそういった箇所については取りやめていくというルールがございます。しかしながら、今回のAの地区は、失敗・成功ということではなくて、緑の再生地がまだ十分にでき上がっていないことから、緑の再生地を逆に活用していく、活用状況の調査という視点に、調査地Aのフォローアップという視点とはやや違いますが、オオタカの利用状況の調査という視点を持った調査を継続的</p>

項目	主な意見と回答
<p>(4) 坂戸高架橋下のビオトープ整備状況について</p>	<p>にやらせていただきたいと思っていますので、また次回のときに御報告したいと思いますが、ほかのところの営巣調査同様の頻度を維持することなく、もうちょっと平たく言いますと、頻度は少し落とすかもしれませんが、Aのところについては引き続き調査をしていくという方向で御報告させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。(事務局 吉沢)</p> <p>・次回、その調査方法ですとか、その辺をちょっとお話いただいて、それを確認したいと思いますので、よろしくお願ひします。 (████)</p> <p>・わかりました。では、次回改めまして、Aのやり方についてもお時間をいただきまして、御報告と御議論をいただきたいと思ひます。</p> <p>それでは、以上が本日用意しました議題でございます。 (事務局 吉沢)</p>

第5回 埼玉圏央道オオタカ等保護対策会議

項目	主な意見と回答
閉会	<p>それでは、第5回埼玉圏央道オオタカ等保護対策会議、これにて閉会させていただきます。ありがとうございました。</p> <p>(事務局 吉沢)</p>